

介護老人福祉施設の基準・報酬について

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む)

I . 介護老人福祉施設における医療提供体制の見直しについて

論点 1 : 特別養護老人ホームにおける看取りの機能を強化するために、外部の医師によるターミナルケア等を推進するべきではないか。

介護老人福祉施設の配置医師の状況について

- 介護老人福祉施設における配置医師の9割以上が非常勤の嘱託医。
- 配置医師のうち、勤務日数については7割が10日未満。

介護老人福祉施設における配置医師の契約状況

| | 施設数 | 常勤医 | 嘱託医 (非常勤) | 医療機関 との契約 | 無回答 |
|--------------|--------|------|--------------|--------------|------|
| 介護老人福祉 施設 | 1931 | 65 | 1764 | 1083 | 25 |
| | 100.0% | 3.4% | 91.4% | 56.1% | 1.3% |

介護老人福祉施設における配置医師の勤務状況(平成21年11月中)

- 配置医師の勤務延べ日数(平成21年11月中)

| | 施設数 | 3日未満 | 3～5日 未満 | 5～10日 未満 | 10日以上 | 無回答 |
|--------------|--------|------|------------|-------------|-------|------|
| 介護老人福祉 施設 | 1931 | 42 | 489 | 804 | 459 | 137 |
| | 100.0% | 2.2% | 25.3% | 41.6% | 23.8% | 7.1% |

※ 平均 8.53日

介護老人福祉施設の配置医による診察回数

- 介護老人福祉施設における配置医による定期的な診察回数は、1か月のうち3回未満である割合が約6割。

| | 人数計 | 0回 | 2回未満 | 2～3未満 | 3回以上 | 無回答 | 平均値 (単位=回) |
|---------------------|------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------------|
| 定期的な診察 | 6002 | 740 12.3% | 1792 29.9% | 1123 18.7% | 2114 35.2% | 233 3.9% | 2.62 |
| 定期的ではない診察 ：日中 | 6002 | 5104 85.0% | 354 5.9% | 125 2.1% | 186 3.1% | 233 3.9% | 0.26 |
| 定期的ではない診察 ：夜間・休日 | 6002 | 5754 95.9% | 11 0.2% | 3 0.0% | 1 0.0% | 233 3.9% | 0 |

※ 平成21年11月の実績

出典：三菱総合研究所「介護施設における医療提供に関する調査研究」(平成22年3月)

医師の夜間・休日対応と施設の看取りの件数割合

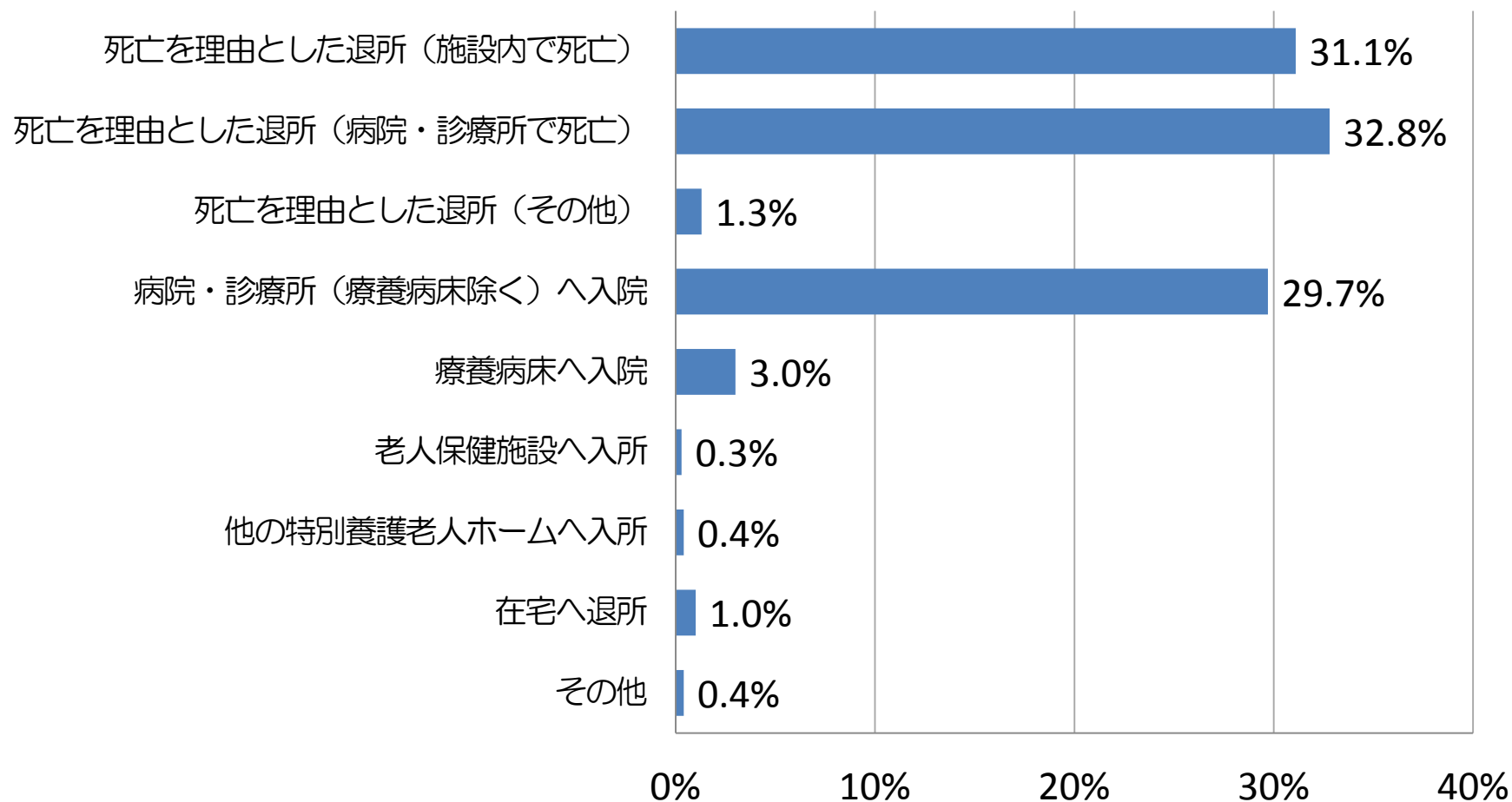
- 夜間・休日対応可能な医師の体制がとれている施設ほど、施設の看取り件数割合が高い傾向にある。

| | | 施設の看取り件数割合 | | | | | | 平均値 (単位=%) |
|-----------|-------------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|---------------|
| | | 件数 | 0回 | 3%未満 | 3~5% 未満 | 5%以上 | 無回答 | |
| 医師の 対応 | 夜間・休日は 往診対応可能 | 777 | 152 19.6% | 153 19.7% | 124 16.0% | 254 32.7% | 94 12.1% | 4.61 |
| | 夜間・休日は 電話対応可能 | 525 | 216 41.1% | 91 17.3% | 39 7.4% | 83 15.8% | 96 18.3% | 2.37 |
| | 夜間・休日は 対応していない | 236 | 98 41.5% | 27 11.4% | 23 9.7% | 23 9.7% | 65 27.5% | 2.01 |
| | その他 | 57 | 11 19.3% | 14 24.6% | 4 7.0% | 13 22.8% | 15 26.3% | 3.53 |

※施設の看取り件数割合=【施設で看取った特別養護老人ホーム利用者(平成21年4月~平成21年9月)】/【入所者数(ショートステイ利用者の除く)】×100

介護老人福祉施設における退所者の状況

- 介護老人福祉施設における退所者のうち、約3割が施設内で死亡、約3割が病院等で死亡、約3割が病院等へ入院している。

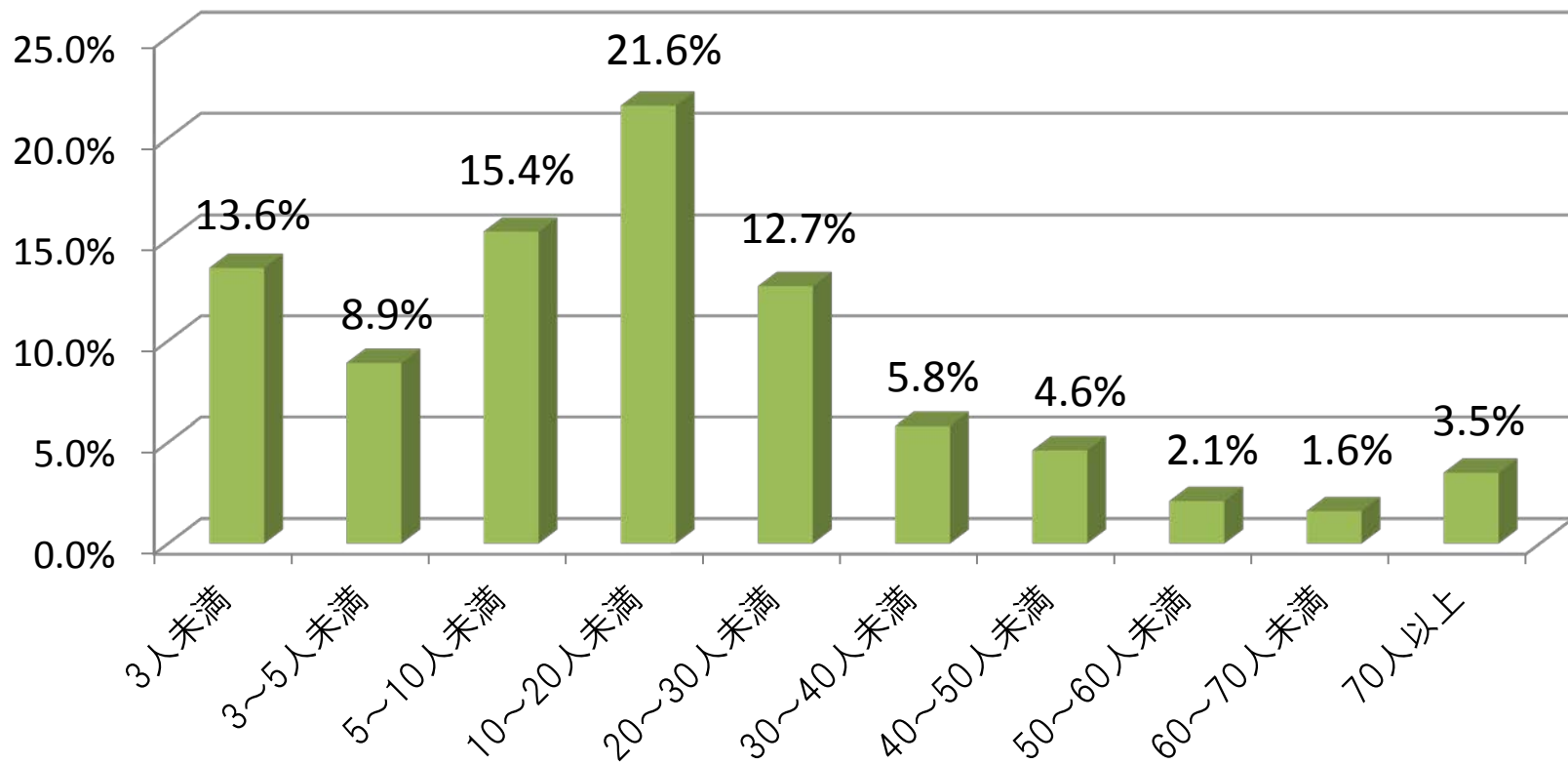


[n=8,288]

病院への救急搬送の状況

○ 介護老人福祉施設において1年間に病院へ救急搬送した平均延べ人数(1施設当たり)は、約20人となっている。

病院へ救急搬送した延べ人数(平成19年4月～平成20年3月)[3370施設]

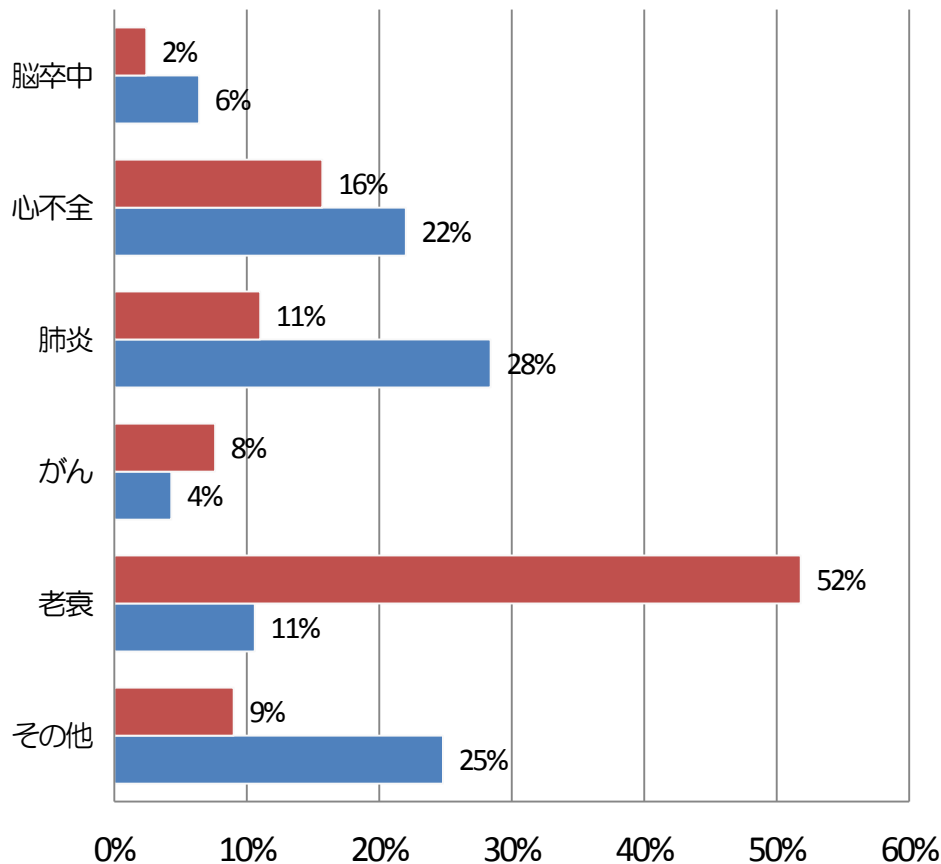


※救急車による搬送のほか、職員・家族による搬送等を含む。

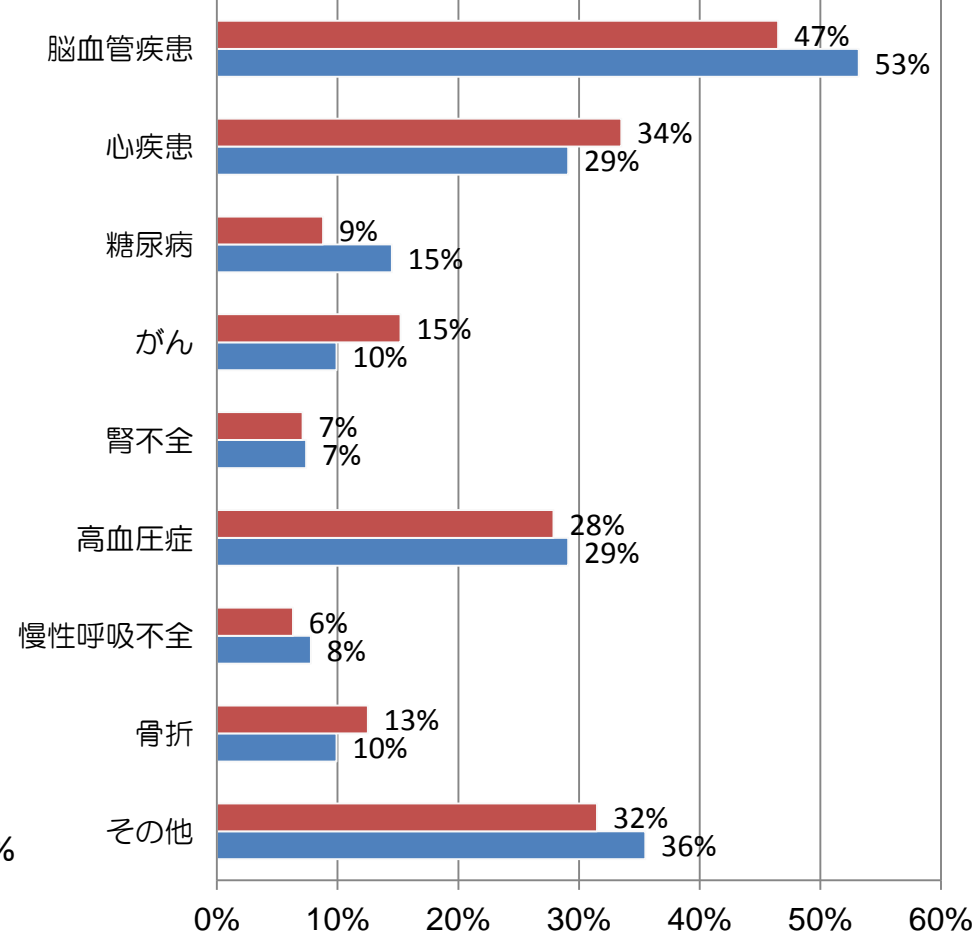
介護老人福祉施設における死亡者の死因等

○ 特別養護老人ホームにおける死亡者の直接の死因のうち、施設内で看取り介護を行った事例については「老衰」が約5割、病院に搬送して1週間以内に死亡した事例については「肺炎」が約3割となっている。

●死亡者の直接の死因



●死亡者が有していた疾病(複数回答)

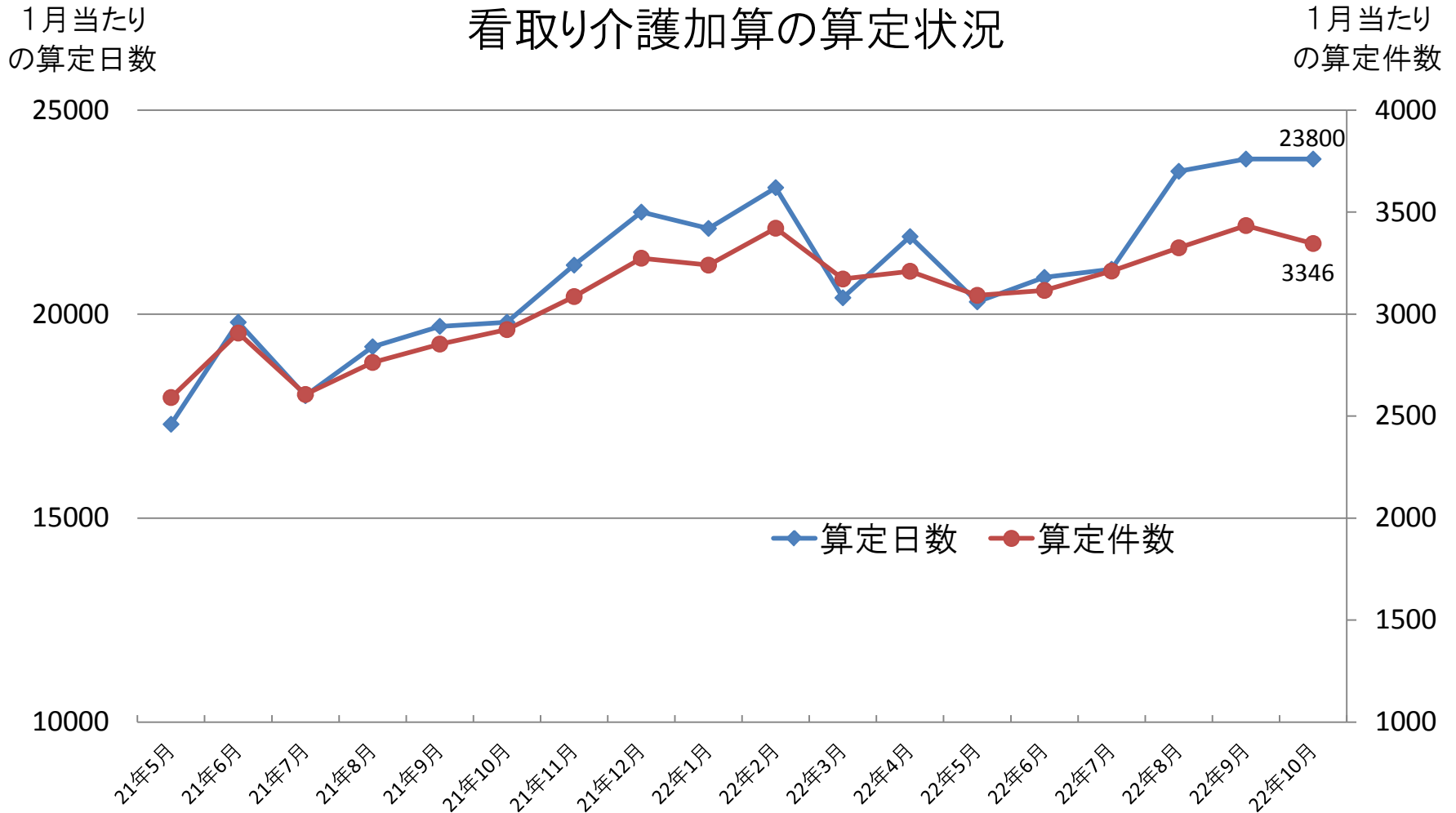


- 施設内で看取り介護を行った事例 (n=591)
- 病院に搬送して1週間以内に死亡した事例 (n=282)

出典：三菱総合研究所「特別養護老人ホームにおける看取り対応に関する調査研究」
(平成22年3月)

介護老人福祉施設における看取り介護加算の算定状況

○ 介護老人福祉施設における看取り介護加算の算定日数、算定件数は、制度創設以降、少しずつ増加する傾向にある。



看取りに係る介護報酬上の評価について①

- 訪問看護については、平成12年より「ターミナルケア加算」が算定可能。
- 平成18年より、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)において「看取り介護加算」を創設。
- 平成21年度より、介護老人保健施設において「ターミナルケア加算」、認知症対応型共同生活介護において「看取り介護加算」を創設。
- 施設の看取りに係る加算は、一定の要件を満たす入所者(利用者)について、看護師の確保や看取り指針の策定等の要件を満たす事業所において算定できる。

◇対象者 (共通)

- (1) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
- (2) 入所者(利用者)又はその家族等の同意を得て、入所者(利用者)の介護^注に係る計画が作成されていること。
- (3) 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者(利用者)の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護^注が行われていること。

注:介護老人保健施設については、「ターミナルケア」

◇その他 (例;介護老人福祉施設の場合)

- (1) 常勤の看護師を1名以上配置し、当該介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。
- (2) 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- (3) 看取りに関する職員研修を行っていること
- (4) 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。

看取りに係る介護報酬上の評価について②

○ 看取りに係る加算については、サービス類型毎に、算定期間毎の報酬単価や算定要件等が異なる。

| | | 認知症対応型 共同生活介護 【看取り介護加算】 | 介護老人福祉施設 【看取り介護加算】 | 介護老人保健施設 【ターミナルケア加算】 | 介護療養型 老人保健施設 【ターミナルケア加算】 | (参考)訪問看護 【ターミナルケア加算】 | | |
|--------------------------------|---------------------------|-------------------------------|--|-------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------|---------|
| 算定期間 | 死亡日 | ↑ 80単位/日 ↓ | 1,280単位/日 | ↑ 315単位/日 ↓ | ↑ 315単位/日 ↓ | ↑ 2,000単位/死亡月 ↓ | | |
| | 死亡前日～前々日 | | 680単位/日 | | | | | |
| | 死亡4日～14日前 | | ↑ 80単位/日 ↓ | | | | 200単位/日 | 200単位/日 |
| | 死亡15日～30日前 | | | | | | 200単位/日 | |
| 算定単位数(上限) | 対象者が、施設内で死亡した場合 | 2,400単位 | 4,800単位 | 7,610単位 | 7,610単位 | 2,000単位 | | |
| | 対象者が、死亡前日に、他の医療機関に搬送された場合 | 2,320単位 | 3,520単位 | 7,295単位 | — | — ※ ターミナルケア後、24時間を超えて死亡した場合 | | |
| 加算の算定状況 注:()は請求事業所総数に占める割合 | | 115事業所(1.1%) 127件 | 858事業所(13.8%) 3,346件 ※うち、死亡日の報酬を算定→1162件 [地域密着型を除く] | 392事業所(10.5%) 975件 | | 640事業所(8.3%) 800件 | | |
| 備考 | | 医療連携体制加算の算定が必要 | — | — | 入所している施設又は当該入所者の居宅における死亡に限る | 死亡日前14日以内に2回以上のターミナルケアの実施した場合 | | |

看取りに係る介護報酬上の評価について③

○ 要介護高齢者等について、看取りに係る加算を算定する場合、当該患者を診療する医師の看取りに係る診療報酬上の評価については、給付調整される。

| | | 認知症対応型 共同生活介護 【看取り介護加算】 | 介護老人福祉施設 【看取り介護加算】 | 介護老人保健施設 【ターミナルケア加算】 | 介護療養型 老人保健施設 【ターミナルケア加算】 |
|----------|--------------------------------|-------------------------------|-----------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 介護 保険 | 看取り介護加算 又は ターミナルケア加算 | ○ | ○ | × | ○ |
| 医療 保険 | 在宅患者訪問診療料 及び 在宅ターミナルケア加算 | ○ | × | ○ 末期悪性腫瘍の患者に限る | × |

○:算定可能 ×:算定不可

(参考)在宅医療における医師の診療に係るターミナルケア・看取りの評価【診療報酬】

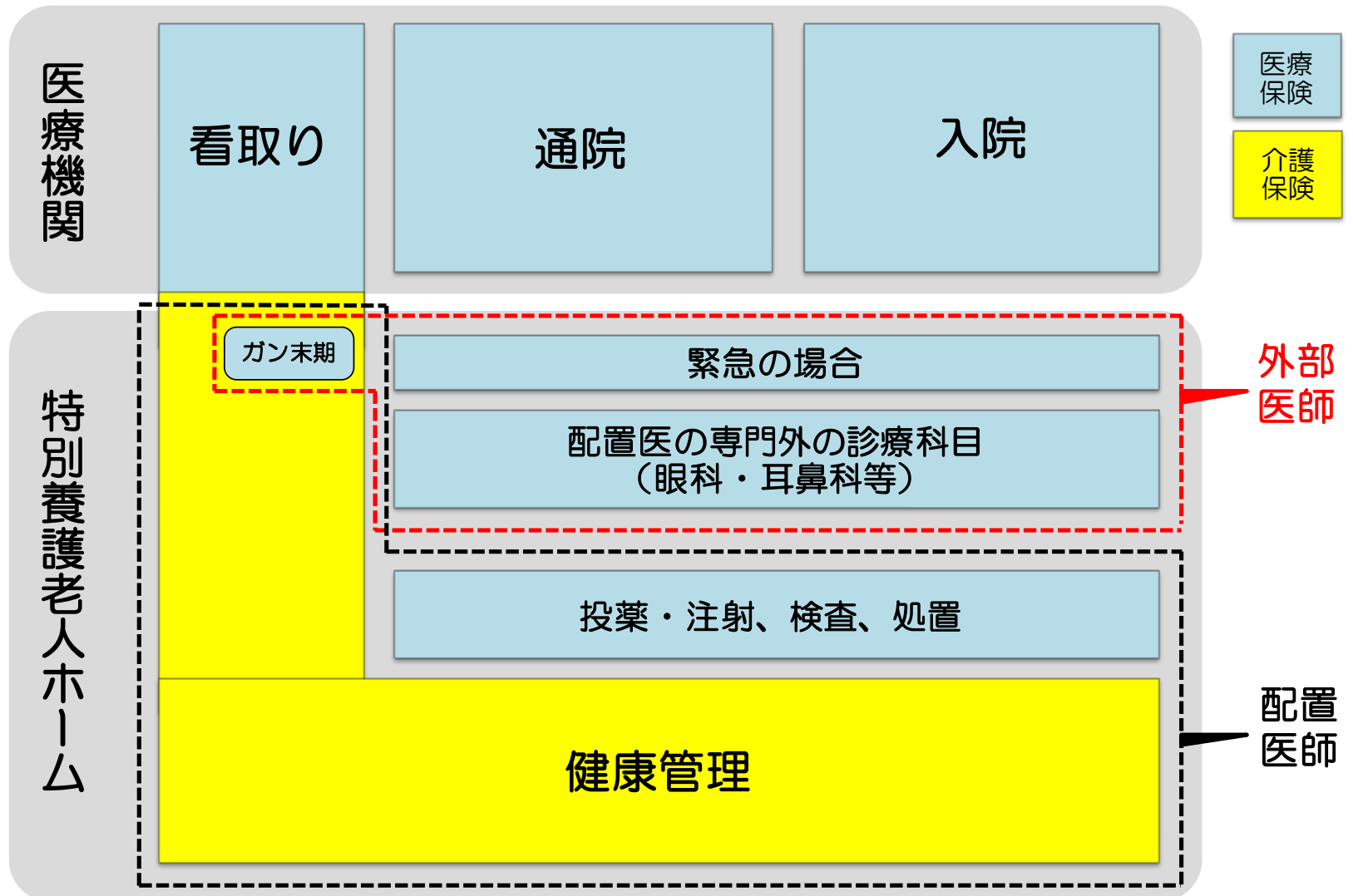
C001 在宅患者訪問診療料 830又は200点/日

+在宅ターミナルケア加算 2000点*(死亡日前14日以内に2回以上の往診又は訪問診療を実施した場合)又は死亡診断を行った場合 200点

*在宅療養支援診療所もしくはその連携保険医療機関又は在宅療養支援病院の医師が死亡日前14日以内に2回以上の往診又は訪問診療を実施し、かつ死亡前24時間以内に往診又は訪問診療を行い当該患者を看取った場合 10,000点

介護老人福祉施設における医療提供（現状）

- 現行、外部の医師が特養の入所者を診ることができるのは、i) 緊急の場合、ii) 配置医の専門外の傷病の場合、iii) 末期の悪性腫瘍の看取りの場合である。



Ⅱ. 個室ユニットの推進方策について

論点 2 : 介護保険給付の対象となる範囲について整合性を取り、また、在宅との均衡を図るため、低所得者の利用に配慮しながら、多床室の室料負担を求めるべきではないか。

その場合、室料に相当する施設の減価償却費分のうち、共用スペースを除外した居室部分のみについて、室料負担を求めることとしてはどうか。

(続く)

Ⅱ. 個室ユニットの推進方策について

論点 2 (続き) : 高齢者の尊厳保持の観点から個室化を推進していく上で、特に第3段階のユニット型個室への円滑な入所が確保できるよう、ユニット型個室の利用者負担の軽減を行うべきではないか。

なお、多床室とユニット型個室の居住費の差を小さくする観点から、ユニット型個室の利用者負担の軽減は、新たに多床室の室料負担を求めることによる財源で賄うこととしてはどうか。

この場合、老人保健施設、介護療養型医療施設についても同様の対応としてはどうか。

多床室の給付範囲の見直しに関する 昨年の介護保険部会での議論

介護保険部会意見書(抜粋)

Ⅲ 介護保険制度の見直しについて

6 低所得者への配慮

(多床室の給付範囲の見直し)

- 一方、前回の改正において、個室については、居住部分の減価償却費相当額と光熱水費が保険給付の対象外となったが、多床室については光熱水費のみが保険給付の対象外とされた。この結果、多床室の介護報酬が、従来型個室の報酬よりも高い設定となっている。今後、利用者負担について、さらなる在宅との均衡を図るため、多床室についても、低所得者の利用に配慮しつつ、減価償却費相当額を保険給付対象外とする見直しが必要である。
- 多床室の減価償却費相当額を利用者負担とすることについては、その居住環境を考慮し、居住費については現状の光熱水費相当を維持すべきであるとの意見があった。

ユニット型施設の施設数・定員数の年次推移

○ ユニット型施設については、介護老人福祉施設においては定員の21.2%、老人保健施設においては定員の4.2%と低い割合となっている。

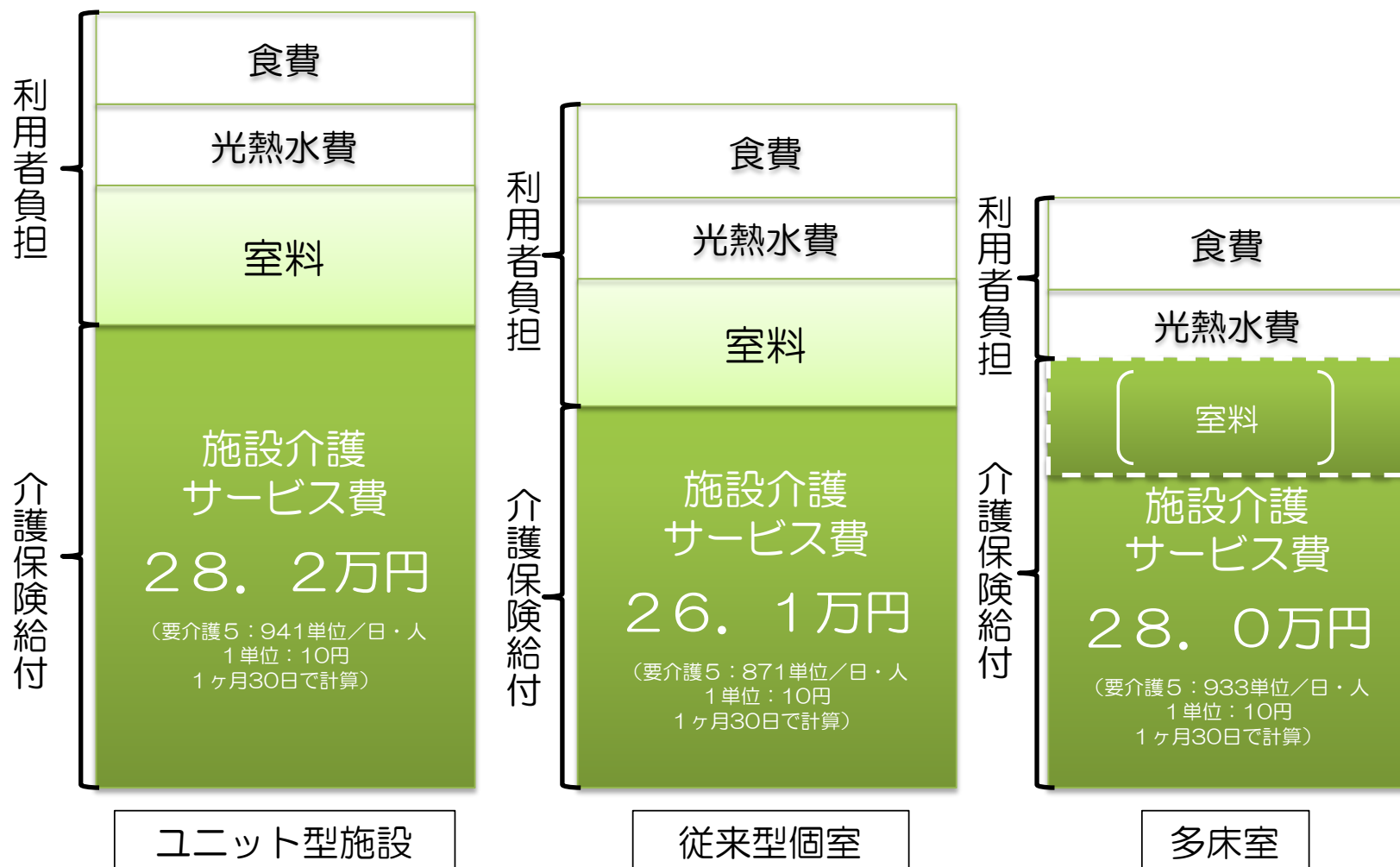
各年10月1日

| | | 介護老人福祉施設 | | | 介護老人保健施設 | | |
|-------|-----|----------|--------|-------|----------|--------|-------|
| | | 全施設 | ユニット型 | 割合(%) | 全施設 | ユニット型 | 割合(%) |
| 平成15年 | 施設数 | 5,084 | 75 | 1.5 | 3,013 | 143 | 4.7 |
| | 定員数 | 346,069 | 4,480 | 1.3 | 269,524 | — | — |
| 平成16年 | 施設数 | 5,291 | 373 | 7.0 | 3,131 | 233 | 7.4 |
| | 定員数 | 363,747 | 17,799 | 4.9 | 282,513 | — | — |
| 平成17年 | 施設数 | 5,535 | 771 | 13.9 | 3,278 | 238 | 7.3 |
| | 定員数 | 383,326 | 39,467 | 10.3 | 297,769 | — | — |
| 平成18年 | 施設数 | 5,716 | 1,116 | 19.5 | 3,391 | 204 | 6.0 |
| | 定員数 | 399,352 | 59,278 | 14.8 | 309,346 | 9,167 | 3.0 |
| 平成19年 | 施設数 | 5,892 | 1,439 | 24.4 | 3,435 | 250 | 7.3 |
| | 定員数 | 412,807 | 78,135 | 18.9 | 313,894 | 11,487 | 3.7 |
| 平成20年 | 施設数 | 6,015 | 1,630 | 27.1 | 3,500 | 286 | 8.2 |
| | 定員数 | 422,703 | 89,571 | 21.2 | 319,052 | 13,423 | 4.2 |

※ユニット型施設数には、一部ユニット型での実施施設も含む。

介護老人福祉施設における 介護保険給付と利用者負担の概念整理

- 多床室の室料についてのみ、介護保険給付の対象となっていることから、多床室の介護報酬が従来型個室の介護報酬よりも高くなっている。



居住費の水準

- 居住費の具体的水準については、介護保険施設における減価償却費及び光熱水費の水準を踏まえつつ、居室の居住環境の差異を考慮して基準費用額を設定している。

介護保険施設に係る居住費の水準(基準費用額)

| 居室 | | 基準費用額(日額【月額】) |
|-----------|-----------------------|----------------|
| 多床室 | | 320円 【1.0万円】 |
| 従来型 個室 | 介護老人福祉施設 | 1,150円 【3.5万円】 |
| | 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 | 1,640円 【5.0万円】 |
| ユニット型準個室 | | 1,640円 【5.0万円】 |
| ユニット型個室 | | 1,970円 【6.0万円】 |

介護保険施設に係る一人一月当たりの減価償却費

| 施設 | ユニットケアの 個室 | 従来型個室 | 多床室 |
|-----------|---------------|---------|---------|
| 介護老人福祉施設 | 45,352円 | 34,624円 | 27,896円 |
| 介護老人保健施設 | 44,576円 | 38,800円 | 35,107円 |
| 介護療養型医療施設 | — | 42,035円 | 35,550円 |

居室部分の割合:30%

- ・ 定員100名の従来型施設の標準的総面積:3,413㎡
- ・ うち、居室面積:1,065㎡
(10.65㎡X100床)

約8,000円

※「介護保険施設の居住費・食費に関する実態把握調査」(平成23年3月)

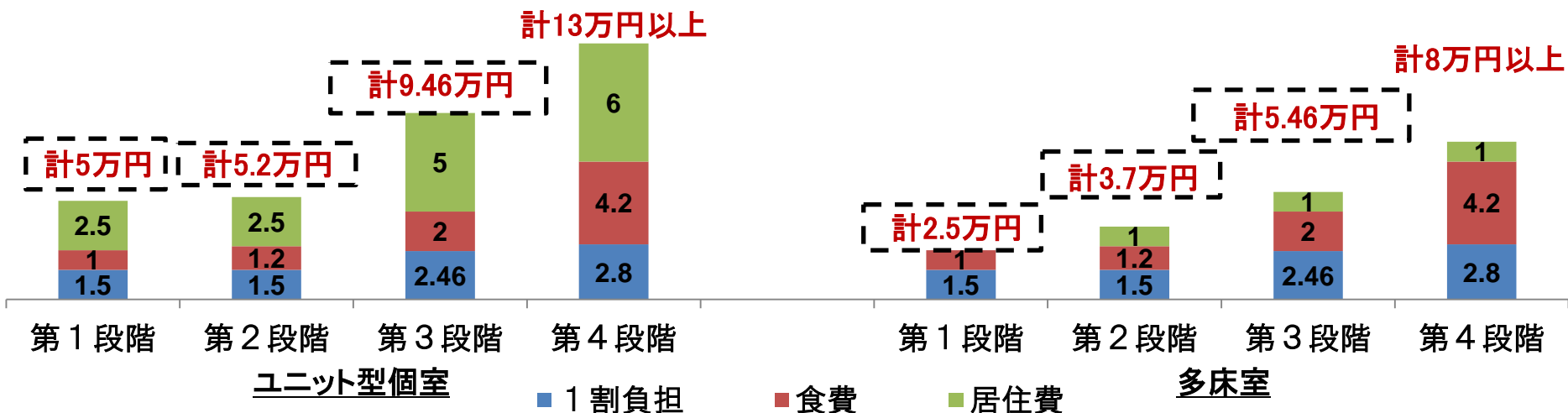
介護保険施設における負担額

○ 基準費用額の負担が困難な低所得者には補足給付が支給されているが、それを考慮しても特にユニット型個室の所得第3段階の方の負担が重くなっている。

介護保険施設に係る補足給付(居住費)の額

| 居室 | | 第1段階(日額【月額】) | 第2段階(日額【月額】) | 第3段階(日額【月額】) |
|-----------|-----------|---------------|---------------|--------------|
| 多床室 | | 320円【1.0万円】 | 0円【0万円】 | 0円【0万円】 |
| 従来型 個室 | 介護老人福祉施設 | 830円【2.5万円】 | 730円【2.2万円】 | 330円【1.0万円】 |
| | 介護老人保健施設 | 1,150円【3.5万円】 | 1,150円【3.5万円】 | 330円【1.0万円】 |
| | 介護療養型医療施設 | | | |
| ユニット型準個室 | | 1,150円【3.5万円】 | 1,150円【3.5万円】 | 330円【1.0万円】 |
| ユニット型個室 | | 1,150円【3.5万円】 | 1,150円【3.5万円】 | 330円【1.0万円】 |

ユニット型個室及び多床室の負担額



※ 1割負担は、第1~3段階は高額介護サービス費の負担限度額、第4段階は特養の平均的な利用者負担額。
 ※ 食費、居住費は、第1~3段階は特定入所者介護サービス費(補足給付)の負担限度額、第4段階は特定入所者介護サービス費(補足給付)の基準費用額。
 ※ 実際に施設を利用される際は、上記以外に介護保険料や医療保険料、医療費、日常生活費などが必要となる。

所得段階別の利用者負担額

- 所得段階別の利用者負担額(食費・居住費・利用者負担・日常生活費)は、ユニット型個室の負担が多床室と比べ高いものとなっており、特に、所得に対する負担感は第3段階で顕著である。

介護老人福祉施設の利用者負担(1級地(特別区)・高齢者夫婦2人世帯・年金のみ収入・要介護度4を想定) (円)

| 利用者負担段階 | 施設の種別 | 居住費 (月額) | 食費 (月額) | 利用者負担 (月額) | 日常生活費 (月額) | 年間負担額 |
|--|---------|-------------|------------|---------------|---------------|-----------|
| 第1段階 (例)生活保護受給者等 | 多床室 | 0 | 10,000 | 15,000 | 10,000 | 420,000 |
| | ユニット型個室 | 25,000 | 10,000 | 15,000 | 10,000 | 720,000 |
| 第2段階 (例)市町村民税世帯非課税 本人の年金収入80万円以下 | 多床室 | 10,000 | 12,000 | 15,000 | 10,000 | 564,000 |
| | ユニット型個室 | 25,000 | 12,000 | 15,000 | 10,000 | 744,000 |
| 第3段階 (例)市町村民税世帯非課税 本人の年金80万円超211万円未満 | 多床室 | 10,000 | 20,000 | 24,600 | 10,000 | 775,200 |
| | ユニット型個室 | 50,000 | 20,000 | 24,600 | 10,000 | 1,255,200 |
| 第4段階 (例)本人の年金収入211万円以上 | 多床室 | 10,000 | 42,000 | 27,700 | 10,000 | 1,076,400 |
| | ユニット型個室 | 60,000 | 42,000 | 28,200 | 10,000 | 1,682,400 |

- ※ 居住費・食費は、第1～第3段階については補足給付の負担限度額、第4段階については補足給付の基準費用額。
- ※ 日常生活費は10,000円と仮定。
- ※ 利用者負担は、第1～第3段階については高額介護サービス費の負担限度額、第4段階については施設サービス費の1割。
- ※ 第3段階の者の収入の中央値は約120万円(老健局介護保険計画課調べ)

ユニット型個室の負担軽減（保険者の取組）

○ 第3段階については、独自にユニット型個室の負担軽減を行っている保険者も存在。

自治体からの指摘・要望

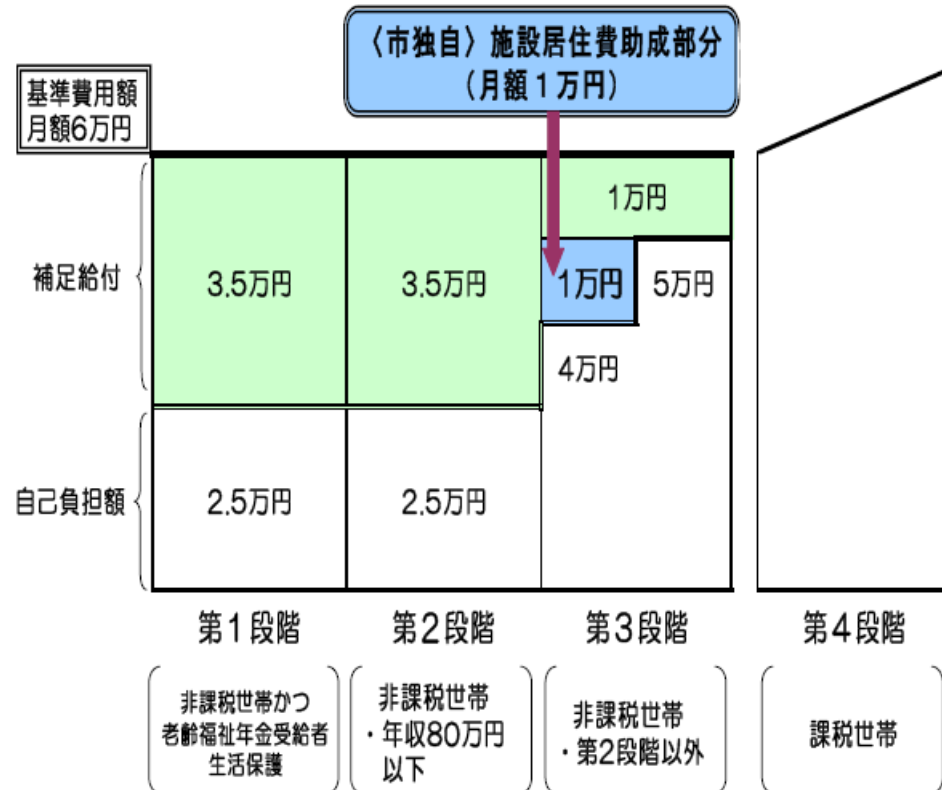
○ 「所得段階第2・第3段階などの低所得者もユニット型特別養護老人ホームを低廉な居住費負担で利用できる仕組みを国の責任において構築すること」

（東京都福祉保健局「平成24年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求【社会福祉・保健医療関係】」（平成23年6月））

○ 「低所得者でも特別養護老人ホームの個室ユニットに入所できるよう、居室面積を緩和した場合は、月6万円の基準費用額を1万円程度引き下げるとともに、補足給付を拡大すること」

（横浜市健康福祉局「介護保険制度をよりよいものとするための30の提案」（平成22年12月））

保険者の取組（A市）



【対象要件】

- 利用者負担第3段階
- 収入基準(単身世帯で150万円以下)
- 資産基準(単身世帯で350万円以下、居住用以外の不動産を所有しないこと)
- 税法上の被扶養者ではない

介護老人福祉施設における入居者の所得分布

- ユニット型施設の入居者における所得第1段階の方の割合は、従来型施設と比べて相対的に低い水準となっている。

| 利用者 負担段階 | 調査1 | | 調査2 |
|-------------|------------------|--------------------|---------------------|
| | 従来型 (N=9,830) | ユニット型 (N=6,452) | ユニット型 (N=38,742) |
| 第1段階 | 9.8% | 1.5% | 1.2% (67.5%) |
| 第2段階 | 56.5% | 57.8% | 60.3% (50.9%) |
| 第3段階 | 15.4% | 15.4% | 17.0% (47.7%) |
| 第4段階～ | 18.4% | 25.3% | 21.6% (18.9%) |

調査1: 医療経済研究機構「ユニット型施設における入居者サービスの実態把握及びあり方に関する調査研究報告書」(H21.3)

調査2: 社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター「経年変化を踏まえたユニット型施設の運営実態と地域におけるユニットケアの啓発に関する調査研究事業」(H22.3) カッコ内は割合は世帯分離率

Ⅲ. 特養の居室定員に係る介護報酬上の評価について

論点3: 地方分権改革推進計画及び地方分権一括法により、厚生労働省令で定める特養の居室定員(1名)は「参酌すべき基準」とされ、

① 居室定員が1名(夫婦等の場合に限っては2名)の施設のほかに、地方自治体が十分参酌した結果、判断したことにより、

② 居室定員が2名以上の施設(①に該当する施設を除く。)が存在し得ることとなったが、

- ・ あくまでも国が定める基準は、1名(個室)であること
- ・ 要介護高齢者の尊厳の保持と自立支援を図る観点からは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中で入所者一人ひとりの意思と人格を尊重したケアを行うことが求められていること

等にかんがみ、平成24年4月1日以降新設される特別養護老人ホームで①以外のものについては、介護報酬を減額することとしてはどうか。

特養の居室定員に係る介護報酬上の評価に関する 介護給付費分科会等における議論

介護給付費分科会（平成23年7月28日）諮問事項

○特別養護老人ホームの定員について（諮問事項）

参酌すべき基準とされている指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員について、省令基準において「4人以下」から「1人」とする。「省令が施行の際現に存在している指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（基本的な設備が完成しているものを含み、省令の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く）については、4人以下とする」経過措置を設けることとする。

一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ

（平成22年9月21日社会保障審議会介護給付費分科会）

2. ユニット型施設の推進方策の強化

(3) ユニット型施設に係る介護報酬について

要介護高齢者の尊厳保持の観点から、新設の施設としては個室が望ましいと考えており、次期介護報酬改定の際には、ユニット型施設の介護報酬については、その方針も踏まえて介護給付費分科会において検討を行うべきである。

(参考)地方分権一括法の施行に伴う基準省令の改正について

「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」については、「地方分権改革推進計画について」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり定義されているところ。

◆ 「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

◆ 「標準」

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。

◆ 「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

IV. 介護老人福祉施設における基本報酬の見直しについて

論点 4 : 近年の物価や賃金の低下傾向や、介護事業経営実態調査における収支差率を勘案し、また、特別養護老人ホームの入所者の重度化に対応して、施設の重点化・機能強化等を図る観点から、特別養護老人ホームの定員規模別の報酬体系の導入や要介護度別の報酬の適正化等を行うべきではないか。

介護老人福祉施設における定員規模別の収支差率等

- 前回改定時と比べ、全体的に収支差率は改善。
- 平成23年調査では特に、定員規模が大きくなるほど、収支差率が向上・職員1人当たり利用者数が増加する傾向。

●定員規模別の収支差率

| 定員数 | ～29 | 30 | 31～50 | 51～80 | 81～100 | 101～ | 全体 |
|-------|------|------|-------|-------|--------|-------|------|
| 平成23年 | 1.9% | 9.8% | 6.0% | 9.4% | 12.0% | 10.5% | 9.3% |

●定員規模別の常勤換算職員1人当たり利用者数

| 定員数 | ～29 | 30 | 31～50 | 51～80 | 81～100 | 101～ | 全体 |
|-------|------|------|-------|-------|--------|------|------|
| 平成23年 | 1.2人 | 1.1人 | 1.3人 | 1.4人 | 1.5人 | 1.5人 | 1.4人 |

●定員規模別の看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数

| 定員数 | ～29 | 30 | 31～50 | 51～80 | 81～100 | 101～ | 全体 |
|-------|------|------|-------|-------|--------|------|------|
| 平成23年 | 1.6人 | 1.5人 | 1.8人 | 1.8人 | 1.9人 | 1.9人 | 1.9人 |

●定員規模別の利用者1人当たり支出

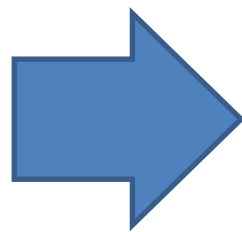
| 定員数 | ～29 | 30 | 31～50 | 51～80 | 81～100 | 101～ | 全体 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 平成23年 | 12,471円 | 12,728円 | 11,720円 | 11,136円 | 10,792円 | 11,457円 | 11,457円 |

介護老人福祉施設の報酬体系(案)

- 定員規模別の収支差率等をふまえ、現行の定員区分(3区分)を、より経営実態に沿った区分(5区分)とするべきではないか。

●現行の定員区分

| 定員区分 |
|-------|
| 29人以下 |
| 30人 |
| 31人以上 |



●見直し後の定員区分(案)

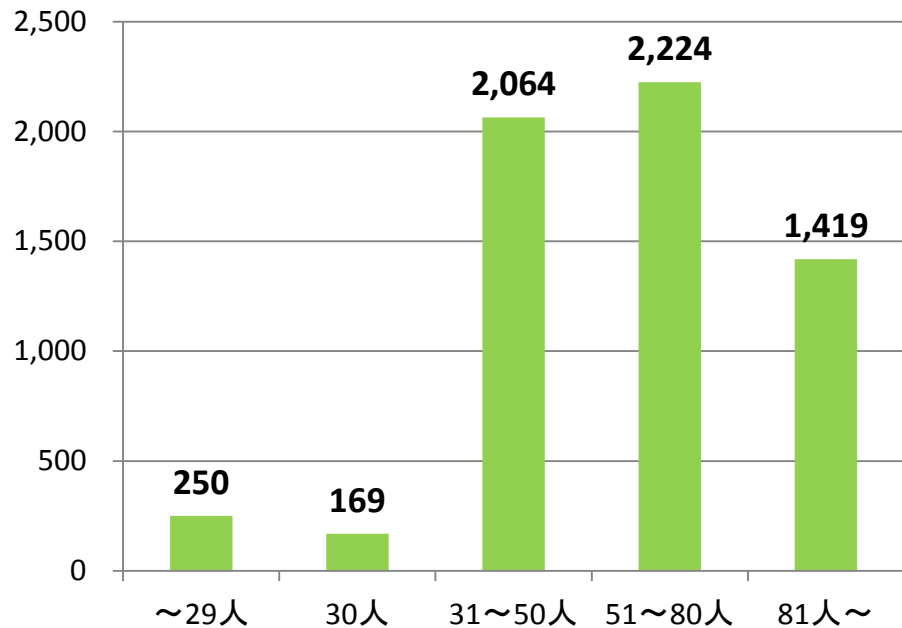
| 定員区分(案) |
|---------|
| 29人以下 |
| 30人 |
| 31～50人 |
| 51～80人 |
| 81人以上 |

介護老人福祉施設の定員規模別の施設数・在所要者数

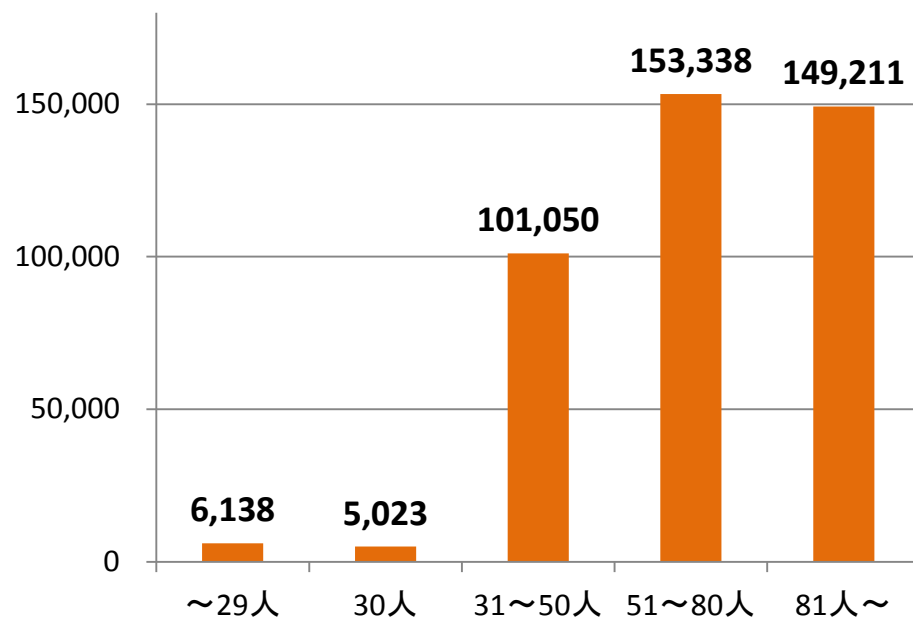
○ 定員規模別の施設数・在所要者数

| 定員数 | ～29 | 30 | 31～50 | 51～80 | 81～ | 総数 |
|-------|-------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 施設数 | 250 | 169 | 2,064 | 2,224 | 1,419 | 6,126 |
| 在所要者数 | 6,138 | 5,023 | 101,050 | 153,338 | 149,211 | 414,760 |

施設数



在所要者数



※介護サービス施設・事業所調査(平成21年10月)

介護老人福祉施設における平均要介護度別の収支差率等

- 前回改定時と比べ、全体的に収支差率は改善。
- 平均要介護度が高くなるほど、収支差率が減少する傾向。

●平均要介護度別の収支差率

| 平均要介護度 | 3.0以上3.5未満 | 3.5以上4.0未満 | 4.0以上 |
|--------|------------|------------|-------|
| 平成23年 | 11.3% | 9.7% | 8.0% |
| 平成20年 | 7.5% | 2.3% | 0.0% |

●平均要介護度別の常勤換算職員1人当たり利用者数

| 平均要介護度 | 3.0以上3.5未満 | 3.5以上4.0未満 | 4.0以上 |
|--------|------------|------------|-------|
| 平成23年 | 1.5人 | 1.4人 | 1.3人 |

●平均要介護度別の看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数

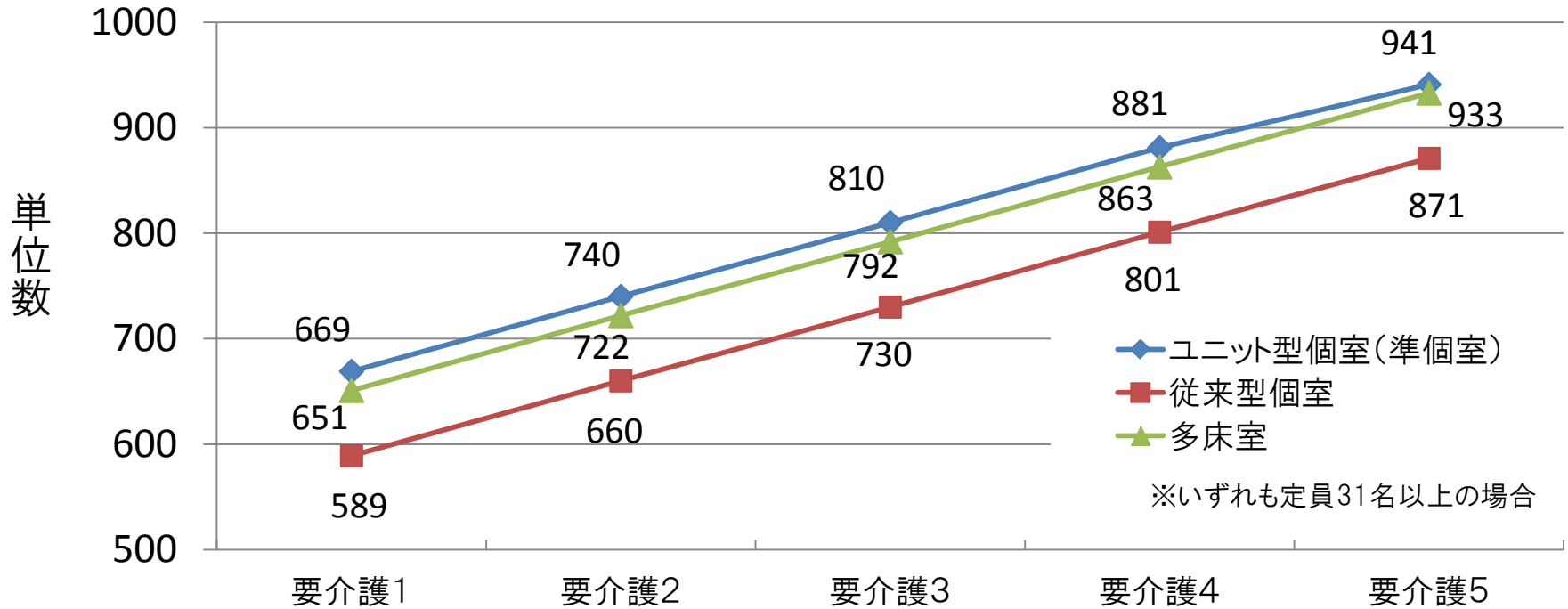
| 平均要介護度 | 3.0以上3.5未満 | 3.5以上4.0未満 | 4.0以上 |
|--------|------------|------------|-------|
| 平成23年 | 1.9人 | 1.8人 | 1.8人 |

●平均要介護度別の利用者1人当たり支出

| 平均要介護度 | 3.0以上3.5未満 | 3.5以上4.0未満 | 4.0以上 |
|--------|------------|------------|---------|
| 平成23年 | 11,719円 | 11,309円 | 11,362円 |

介護老人福祉施設における施設類型別の介護報酬等

○ 多床室の介護報酬は、従来型個室よりも高く、ユニット型個室とほぼ同水準となっている。



● 看護・介護職員1人当たり利用者数

| | 多床室・従来型個室 | ユニット型 |
|-------|-----------|-------|
| 平成23年 | 2.0人 | 1.6人 |
| 平成20年 | 2.4人 | 2.0人 |

● 利用者1人当たり支出

| | 多床室・従来型個室 | ユニット型 |
|-------|-----------|---------|
| 平成23年 | 11,567円 | 13,037円 |
| 平成20年 | 10,516円 | 11,248円 |

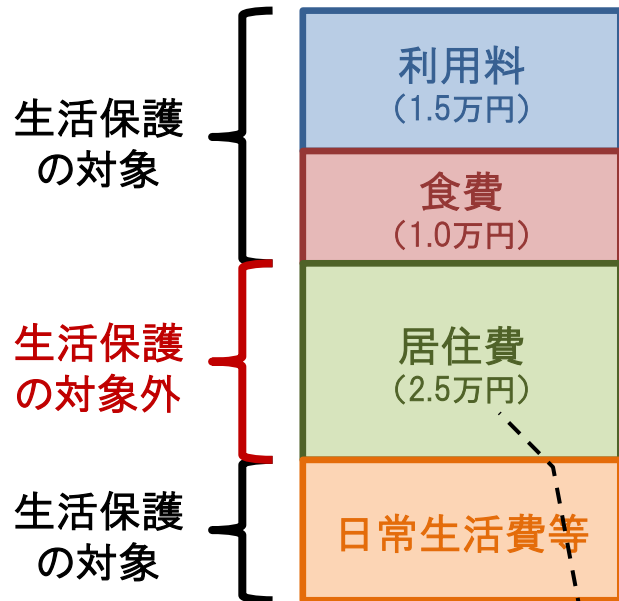
V. その他

論点 5 : 特別養護老人ホームは主に社会福祉法人により運営されていることも踏まえ、低所得者対策として有効と考えられる「社会福祉法人による利用者負担額軽減制度」を推進するための方策についてどう考えるか。

社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の拡充

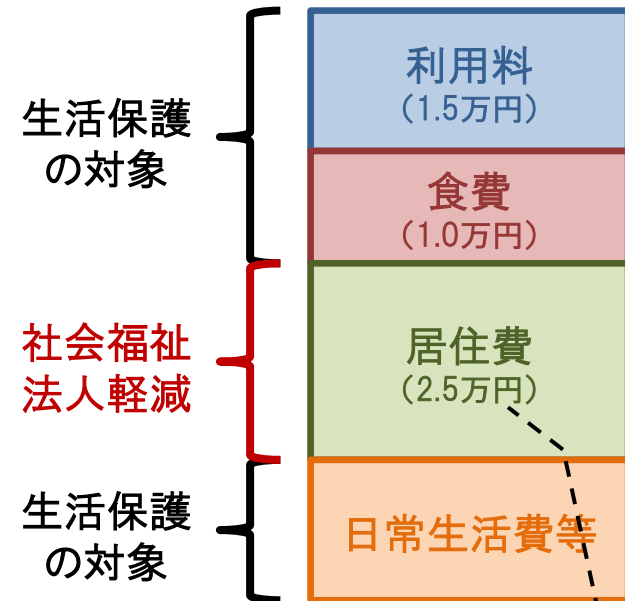
- 生活保護受給者は、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の対象となっていなかったが、介護保険部会での意見を踏まえ、平成23年度から、生活保護の対象とならない個室の居住費部分を軽減の対象に加え、生活保護受給者のユニット型個室などの利用を可能とした。

見直し前



居住費負担を求められることなどから、生活保護受給者は原則として、入所できない。

見直し後(平成23年度～)



社福法人軽減で居住費負担を100%軽減するため、生活保護受給者の入所が可能に。

【参考】介護保険部会意見書(抜粋)

Ⅲ 介護保険制度の見直しについて

6 低所得者への配慮

(ユニット型個室の負担軽減等)

- ユニット型個室については、低所得者の負担が大きく入所が困難であるとの指摘があることから、社会福祉法人による利用者負担軽減や補足給付の拡充により、その一部を軽減すべきである。

社会福祉法人等による低所得者の利用者負担軽減の状況

- 介護老人福祉施設における社会福祉法人等による低所得者の利用者負担軽減の実施率は、約7割となっている。

| | 総施設数 | 軽減を実施している施設数 | 実施割合 | (参考) 軽減者数 |
|--------|-------|--------------|-------|--------------|
| 平成18年度 | 5,716 | 4,106 | 71.8% | 25,181 |
| 平成19年度 | 5,892 | 4,208 | 71.4% | 24,507 |
| 平成20年度 | 6,015 | 4,287 | 71.3% | 24,473 |

※介護サービス施設・事業所調査

參考資料

(参考)賃金・物価等の経済状況

○ 賃金、物価ともに下落傾向。

| | H21 | H22 | H23 (年度途中) | H21～23 累積 |
|----|-------|-------|---------------|--------------|
| 賃金 | ▲1.5% | 0.2% | ▲0.5% | ▲1.8% |
| 物価 | ▲1.7% | ▲0.4% | ▲0.4% | ▲2.5% |

(資料)賃金:「毎月勤労統計調査報告」の規模5人以上事業所の「きまって支給する給与」のうち、平成21年度～22年度は対前年度比、平成23年度は4月から6月の対前年度同月比の平均値。

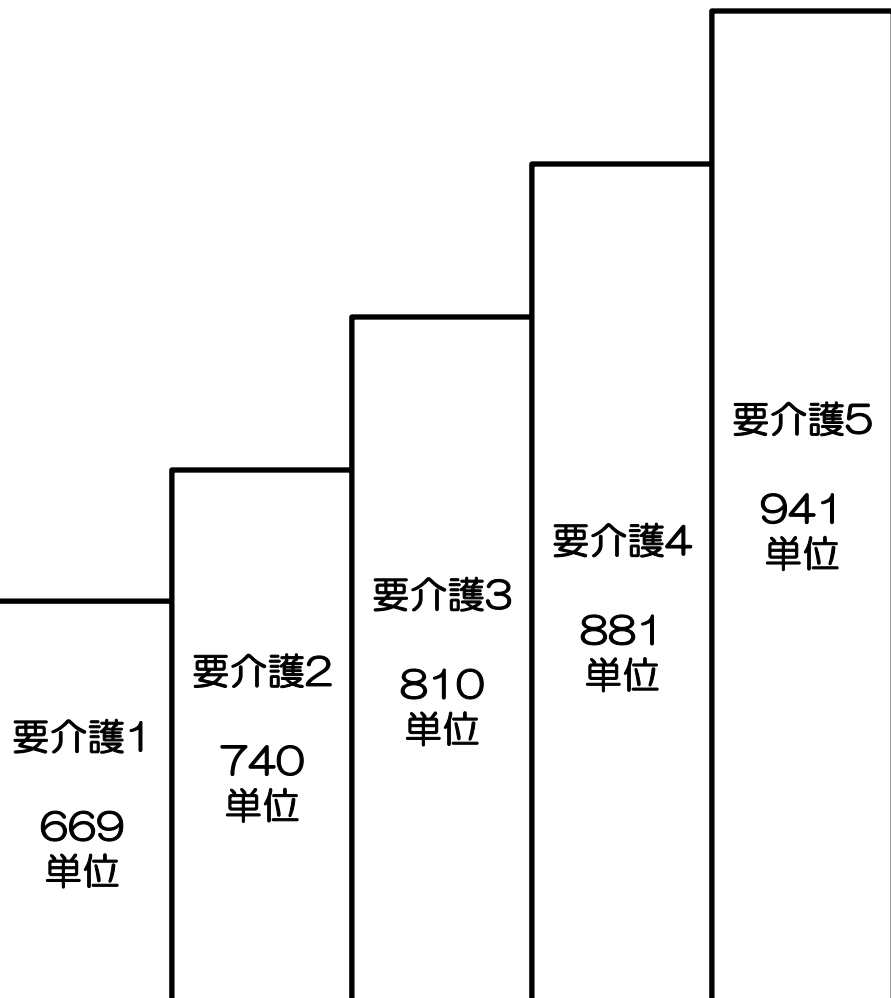
物価:消費者物価上昇率のうち、平成21年度及び平成22年度は対前年度比、平成23年度は4月から6月の対前年度同月比の平均値。

(参考)介護老人福祉施設の介護報酬について

介護老人福祉施設の介護報酬のイメージ (1日あたり)

利用者の要介護度に応じた基本サービス費
(ユニット型個室の場合)

利用者の状態に応じたサービス提供や
施設の体制に対する加算・減算



認知症の入所者が多く、かつ介護福祉士を一定割合以上配置
(22単位)

手厚い看護職員の配置等
(定員31人以上50人以下の場合)
(13単位)

夜勤職員の手厚い配置
(従来型・定員31人以上50人以下の場合)
(22単位)

計画的な栄養管理
(14単位)

看取り介護の実施
死亡日前
4~30日：200単位
前日及び前々日：315単位
当日：1,280単位

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置
・介護福祉士：12単位
・常勤職員等：6単位

定員を超えた利用や人員配置基準に違反
(-30%)

身体拘束についての記録を行っていない
(-5単位)

※ 加算・減算は主なものを記載

(参考)在宅療養支援診療所について

在宅療養支援診療所の届出状況: 12487件

(厚生労働省保険局医療課調べ:平成22年7月1日時点)

平成18年度創設

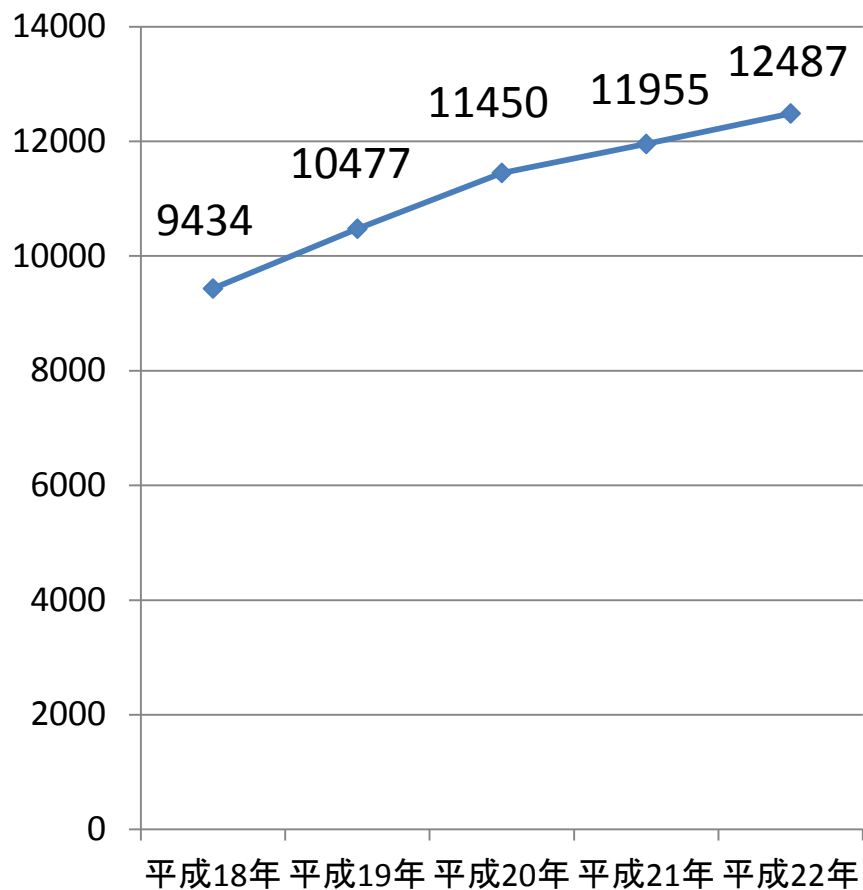
患家に対する24時間の窓口として、必要に応じて他の病院、診療所等との連携を図りつつ、24時間往診、訪問看護等を提供できる体制を構築。

在宅療養支援診療所の要件

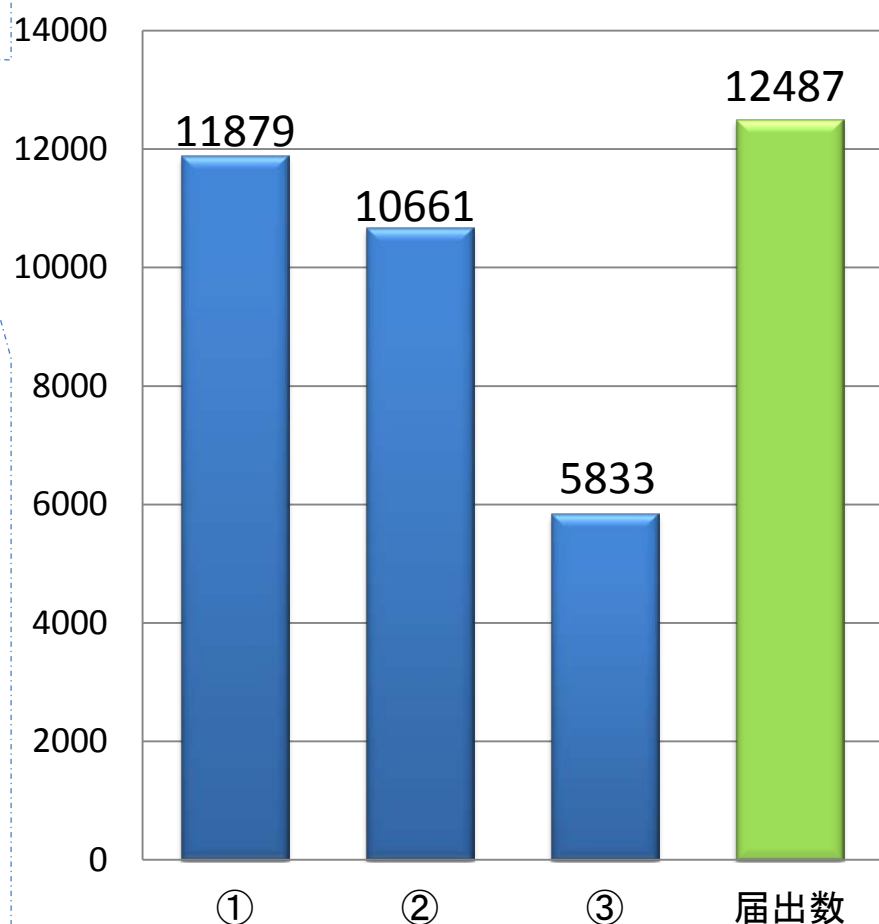
- 保険医療機関たる診療所であること
- 当該診療所において、24時間連絡を受ける医師又は看護職員を配置し、その連絡先を文書で患家に提供していること
- 当該診療所において、又は他の保険医療機関の保険医との連携により、当該診療所を中心として、患家の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書で患家に提供していること
- 当該診療所において、又は他の保険医療機関、訪問看護ステーション等の看護職員との連携により、患家の求めに応じて、当該診療所の医師の指示に基づき、24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当看護職員の氏名、担当日等を文書で患家に提供していること
- 当該診療所において、又は他の保険医療機関との連携により他の保険医療機関内において、在宅療養患者の緊急入院を受け入れる体制を確保していること
- 医療サービスと介護サービスとの連携を担当する介護支援専門員(ケアマネジャー)等と連携していること
- 当該診療所における在宅看取り数を報告すること 等

(参考)在宅療養支援診療所の届出数の推移

在宅療養支援診療所 届出数



在宅療養支援診療所の内訳 (平成22年)



- ① 報告数
- ② 担当患者数1名以上機関数
- ③ 在宅看取り数1名以上機関数

出典: 保険局医療課調べ(平成22年7月1日時点)

(参考)在宅療養支援病院について

在宅療養支援病院の届出状況：331件

(厚生労働省保険局医療課調べ：平成22年7月1日時点)

平成20年度創設

診療所のない地域においては、在宅医療の主たる担い手が病院となっている現状に着目し、そのような病院が行う在宅医療について在宅療養支援診療所と同様の評価を行うこととした。

■ 具体的な内容

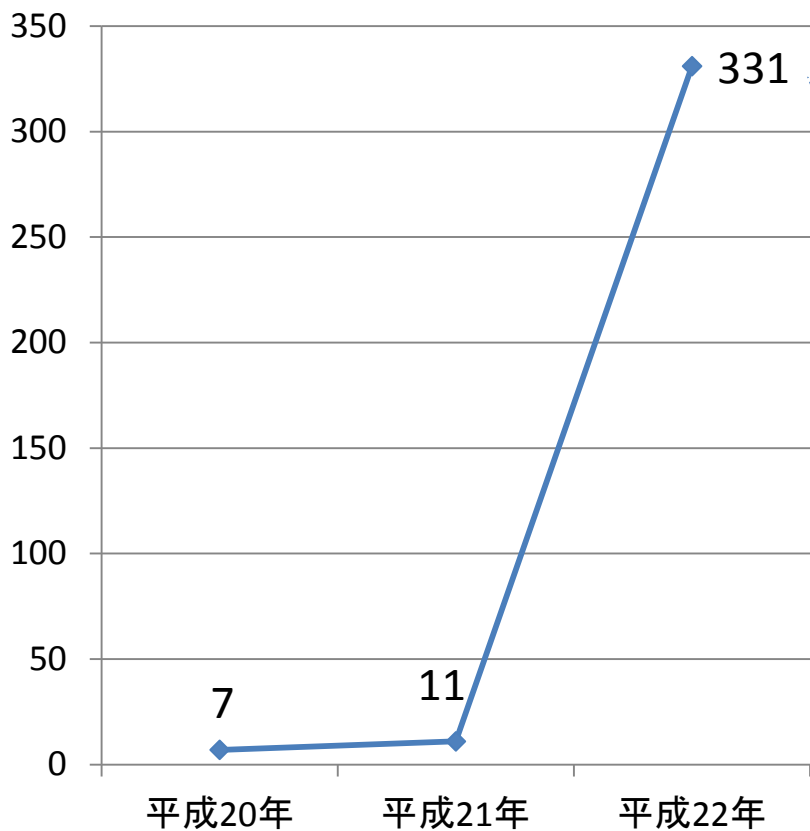
下記のような要件を満たす病院を在宅療養支援病院とし、在宅療養支援診療所と同じように在宅時医学総合管理料1及び在宅末期医療総合診療料の算定を認める。

在宅療養支援病院の要件

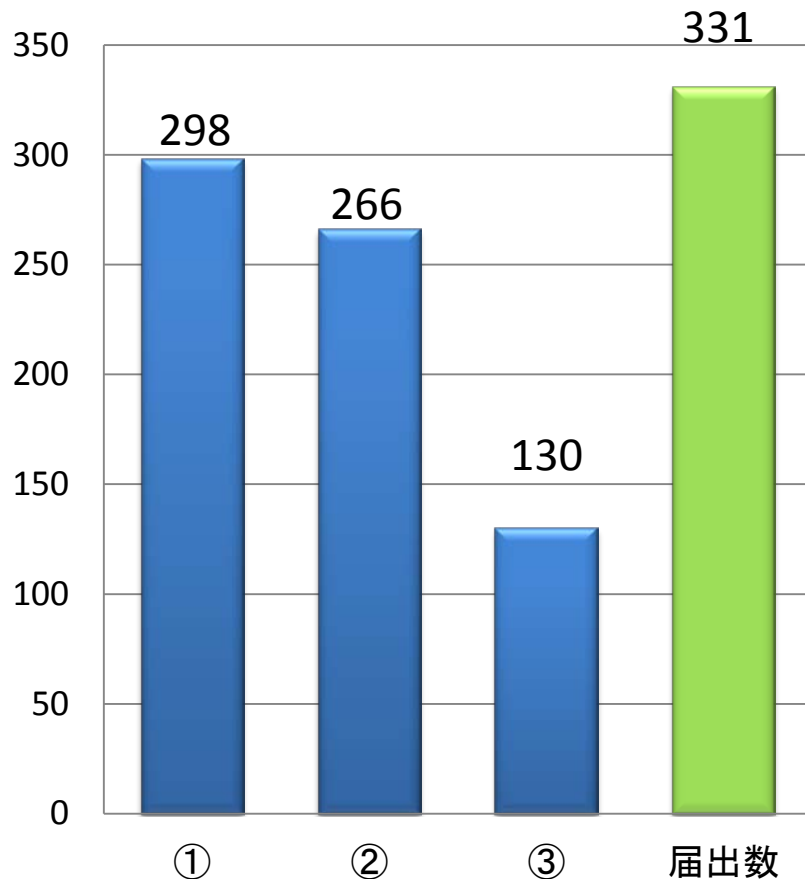
- 許可病床数が200床未満の病院であること又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないものであること
- 24時間連絡を受ける担当者をあらかじめ指定し、その連絡先を文書で患家に提供していること
- 患家の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書で患家に提供していること
- 往診を担当する医師は当該保険医療機関の当直体制を担う医師とは別の者であること
- 当該病院において、又は訪問看護ステーションとの連携により、24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当者の氏名、担当日等を文書により患家に提供していること
- 当該病院において、緊急時に居宅において療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保していること
- 当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること
- 在宅看取り数等を報告していること等

(参考)在宅療養支援病院の届出数の推移

在宅療養支援病院 届出数



在宅療養支援病院の内訳 (平成22年)



- ① 報告数
- ② 担当患者数1名以上機関数
- ③ 在宅看取り数1名以上機関数

(参考)「居住に要する費用」に係る介護保険法等の規定

○介護保険法(平成九年法律第百二十三号)

第四十八条 略

2 施設介護サービス費の額は、施設サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該施設サービスの種類に係る指定施設サービス等を行う介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該指定施設サービス等に要する平均的な費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額とする。

3～8 略

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)

第九条 略

2 略

3 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 略

二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三～六 略

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 略

○居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成十七年厚生労働省告示第四百十九号)

二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

イ 居住、滞在及び宿泊(以下「居住等」という。)に係る利用料

(1) 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

(i) ユニットに属する居室、療養室及び病室(以下「居室等」という。)並びにユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの…(中略)… 室料及び光熱水費に相当する額

(ii) ユニットに属さない居室等のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用、入所又は入院するもの 光熱水費に相当する額